

別表（第4条、第5条関係）

1 経費の区分	2 補助要件	3 補助対象経費	4 必要書類
<p>1 就労に際し市外から定住する目的で転入するための新規の住宅取得に係る経費</p>	<p>(1) 交付対象者が当該住宅の所有者の名義人となっていること。</p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法関係法令に適合した住宅であること。</p> <p>(3) 補助対象期間内に住宅の引渡しを受けた住宅であること。</p> <p>(4) 店舗等との併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていること。</p>	<p>就労に際し市外から定住する目的で転入するために新たに住宅取得する際に要した費用。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 取得に係る住宅以外の住宅の解体撤去に要する費用</p> <p>(2) 土地の購入費</p> <p>(3) 住宅又は土地の登記に要する費用</p> <p>(4) 国、県又は市の住宅改修に係る他の補助を受けた工事に要する費用</p> <p>(5) 賃貸の用に供する予定の住宅の工事に要する費用</p> <p>(6) 交付対象者自らが設置工事を行う機器、設備等の購入費</p> <p>(7) 移動又は取り外し可能な機器若しくは製品（テレビ、冷蔵庫、オーブン等）の購入費</p> <p>(8) 併用住宅における住宅部分以外の工事費（内外部の住宅部との併用部分は面積按分で算出する。）</p> <p>(9) 交付対象者が工事業者である場合の労務費。ただし、材料費は補助対象とする。</p> <p>(10) 造園、門扉、堀又は外構の工事費</p> <p>(11) 下水道接続工事（接続に伴う設備改修工事を含む。）に要する費用</p> <p>(12) 合併処理浄化槽設備の工事費</p> <p>(13) 太陽光発電システムの工事費</p>	<p>(1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し</p> <p>(2) 建物に係る登記事項証明書の写し又は建築基準法に基づく検査済証の写し</p> <p>(3) 位置図</p> <p>(4) 建物配置図及び建物平面図</p> <p>(5) 工事内訳書の写し</p> <p>(6) 住宅の全景写真</p> <p>(7) 補助対象期間内の新規住宅取得に係る費用であることを確認できる領収書又はその写し</p>

		<p>(14) 他の制度の補助等の対象として補助を受ける部分に係る費用</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた費用</p>	
<p>2 就労に際し市外から定住する目的で転入するための新規の住宅賃借に係る経費</p>	<p>交付対象者が住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。</p>	<p>就労に際し市外から定住する目的で転入するために新たに住宅賃借する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料を対象とする。ただし、次に掲げる費用等については、補助対象としない。</p> <p>(1) 駐車場代（住宅の賃貸借契約とは別に駐車場のみを借りている場合）、地代、光熱費及び設備購入費</p> <p>(2) 地域優良住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた費用</p>	<p>(1) 建物賃貸借契約書の写し</p> <p>(2) 補助対象期間内の新規の住宅賃借に係る費用であることを確認できる領収書又はその写し</p>
<p>3 就労に際し市外から定住する目的で転入するための移転に係る経費</p>		<p>引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。</p> <p>(1) 不要となった家財道具の処分に係る手数料</p> <p>(2) 家財道具の運搬のために利用した車両、台車、はしご等に係るリース費用</p> <p>(3) 引越業者でない者に家財道具の運搬作業を依頼して支払った費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた費用</p>	<p>補助対象期間内の引っ越しであることを確認できる領収書又はその写し及びその他の書類</p>